去る３月５日に長野地方裁判所において，第２回長野地方裁判所委員会が開かれました。議事の概要は，次のとおりです。

長野地方裁判所事務局総務課

第２回長野地方裁判所委員会議事概要

１　日時

平成１６年３月５日午後１時１０分～午後４時００分

２　場所

長野地方裁判所大会議室

３　出席者

（委員）市村良三，江藤純子，小島康只，小林邦一，菅生喜美，武田芳彦，菱山晋一，又坂常人，御子柴伸男，宮下敏子，柳田幸三[委員長]

（５０音順，敬称略）

４　議事

(1)　開会の言葉（総務課長）

(2)　又坂常人委員自己紹介

(3)　法廷傍聴等

地裁刑事事件，地裁民事事件，ラウンド法廷見学

(4)　議事運営申合せ事項

事務局から前回の審議結果に基づく議事運営等に関する申合せ（案）の提示

ア　会議の招集及び議事

長野地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）の会議は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

委員会の会議において議決をするときは，委員の過半数の出席を要し，議事は，出席委員の過半数により決する。可否同数のときは，委員長の決する

ところによる。

イ　会議の公開

委員会の会議は，その公開がプライバシーを害するときその他委員会が相当でないと認めた場合を除き，公開する。

一般の傍聴は，２０人を限度とし，傍聴希望者がこれを超えたときは，抽選により傍聴者を決定する。

ウ　議事概要の作成及び公開

委員会の会議については，庶務において議事概要を作成する。

議事概要においては，発言者の氏名は記載しないものとする。

議事概要は，その公開がプライバシーを害するときその他委員会が相当ではないと認めた場合を除き，裁判所ホームページに掲載して公開する。

○　委員会の開催について，委員から委員長への招集請求はどのような取扱いになるのか。（武田委員）

○　委員から招集の請求があり，それが相当なものであれば当然招集することになるものであり，申合せ案には，あえてそこまで盛り込まなかった。（議長）

○　委員が具体的な議題を提出したい場合はどのようになるのか。（武田委員）

○　委員の方々の意見を十分踏まえ，了解を得た上で議題を決定することを予定しているので，差し当たりそこまで想定して申合せをするまでは必要ないと思われる。（議長）

○　前回の会議では，議事概要において，発言者の氏名は記載しない。ということで確認されたが，家裁委員会では「発言者の氏名も記載するものとする。」となっている。地家裁で統一を図った方がいいのではないか。（武田委員）

○　前回の会議で，一部の委員から発言者の氏名を記載することに消極の意

見があったので，氏名は記載しないこととなったものと理解している。（議長）

○　前回は氏名の記載に消極であったが，裁判所のインターネットで委員の名簿が出ているのを見て，名前は記載されても良いと思う。（菅生委員）

○　氏名の記載にはあえてこだわらない。（小島委員）

■　氏名を記載することについて，反対意見がないようなので，議事概要に発言者の氏名も記載することとする。

以上の審議の結果，議事運営に関する申合せは以下のとおりとすることとされた。

１　会議の招集及び議事

長野地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）の会議は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

委員会の会議において議決をするときは，委員の過半数の出席を要し，議事は，出席委員の過半数により決する。可否同数のときは，委員長の決するところによる。

２　会議の公開

委員会の会議は，その公開がプライバシーを害するときその他委員会が相当でないと認めた場合を除き，公開する。

一般の傍聴は，２０人を限度とし，傍聴希望者がこれを超えたときは，抽選により傍聴者を決定する。

３　議事概要の作成及び公開

委員会の会議については，庶務において議事概要を作成する。

議事概要においては，発言者の氏名も記載するものとする。

議事概要は，その公開がプライバシーを害するときその他委員会が相当ではないと認めた場合を除き，裁判所ホームページに掲載して公開する。

○　「委員会の会議は，その公開がプライバシーを害するとき」とあるが，誰のプライバシーのことを言うのか。（又坂委員）

○　例えば，今後調停委員の問題を取り上げることになった場合，個人情報が出ることが想定されるし，家庭裁判所委員会では，少年の処遇を取り上げる事になった場合などに具体的な少年の情報を提示することがある。公開がプライバシーを害するときになるという機会は少ないと思うが，議事の内容そのものにプライバシーが係わってくることがあり得る。委員のプライバシーを想定しているものではない。（議長）

○　規則上「委員会は，当該裁判所に意見を述べるものとする。」があるが，これは，個別具体的な事件の取扱いに関する意見なのか。（又坂委員）

○　個別具体的な事件についてではない。規則第１条にあるとおり，地方裁判所の運営に関するものである。（議長）

○　前回は，事務局で作成した議事概要速報版を作成して公開し，本日委員の方々の了承を得たが，今後の議事概要の作成については，事務局で議事概要を作成し，事前に委員の方々に見てもらった上で公開ということでよろしいか。（議長）

■　議事概要の作成については，事務局で議事概要を作成し，事前に委員の方々に見てもらった上で公開する。

(5)　次回議事テーマ

○　当庁裁判官の意見を聴いた上，次のようにまとめてみたので，たたき台として御協議をいただきたい。（議長）

ア　民事調停委員，司法委員の人材確保について

民事調停事件は，年々増加を続けており，民事調停の充実を図るためには，今後，多様な社会経験を有する優秀な調停委員を安定的に確保していく必要がある。また，簡易裁判所の手続に関与する司法委員についても，同様である。

そこで，民事調停委員及び司法委員の人材確保のための方策について，御意見を伺いたい。

イ　広報活動の在り方について

当庁の広報活動の現状を説明し，裁判所の広報活動の在り方について御意見を伺うとともに，各委員の御経験等に基づいた，効果的な広報のための企画やアイディアを拝聴したい。

ウ　民事事件（裁判所）における受付相談窓口の充実のための方策について

受付相談窓口における職員の応対の在り方，窓口の環境整備，パンフレット，リーフレット，説明ビデオ等の活用方法等，相談窓口の充実のための諸方策について御意見を伺いたい。

○　調停委員として調停に関与しているが，自己破産の書類を説明した際，書類の漢字がむずかしくて書けないということを言われたことがある。もう少しわかりやすく書いてほしい。（菅生委員）

○　裁判傍聴や裁判官からのお話を聞くと，大変事件が多く処理するのが大変とだということを感じる。更にイ，ウについて討議していくと，裁判所は困るのではないか。アとイ，ウは矛盾するような気がする。（市村委員）

○　広報活動をし，受付相談窓口を充実することによって裁判所が困るようなことはないと考えている。むしろ受付相談窓口を充実することは，当事者に適切な手続を選択してもらうことができると考えている。また当事者が問題を抱えているときに，裁判所へ行けばよいのか，あるいは他の機関へ行けばよいのか，裁判所へ行くにしてもどこの裁判所へ行けばよいのかなど広報活動することは問題ないと考えている。（議長）

○　一般の人が問題を抱えたときに，どこへ行けばよいのか分からないと思う。一番なじみのあるのは，交番と役所である。そこが適切なアドバイスをするだけでもかなり違うと思う。（又坂委員）

■　次回議事テーマは「**広報活動の在り方について**」とする。

(6)　次回日時　６月１日（火）午後１時３０分

長野地方裁判所大会議室（本館５階）

(7)　次回の予定

1. 裁判所の説明（事務局）
2. 次回テーマについて必要な説明（事務局）
3. 意見交換「**広報活動の在り方について**」

（注）

〇印は，委員の発言内容

■印は，委員会において確認した事項

長野地方裁判所委員会　委員名簿

平成１６年1月１４日

氏　　名	職　　名
市村（いちむら）　良三（りょうぞう）	株式会社ア.ラ.小布施代表取締役社長
江藤（えとう）　純子（じゅんこ）	長野地方検察庁検事
小島（こじま）　康只（やすただ）	株式会社八十二銀行総務部法務室グループ長
小林（こばやし）　邦一（くにかず）	公認会計士・税理士
菅生（すがせ）　喜美（きみ）	民事調停委員（高校非常勤講師）
武田（たけだ）　芳彦（よしひこ）	弁護士
菱山（ひしやま）　晋一（しんいち）	信越放送株式会社編成本部報道局報道部長
又坂（またさか）　常人（つねと）	信州大学経済学部長
御子柴（みこしば）　伸男（のぶお）	長野県長野消費生活センター所長
宮下（みやした）　敏子（としこ）	保護司
柳田（やなぎだ）　幸三（こうぞう）	長野地方裁判所長

（５０音順，敬称略）